

公立大学法人大阪府立大学入札参加停止要綱第 16 条に規定する定めについて

公立大学法人大阪府立大学入札参加停止要綱第 16 条に規定する別に定める事項は以下のとおりとする。

1. 大阪府の入札除外措置を受けた場合は、この措置を入札参加停止措置に読み替えて法人にも適用するものとする。この場合、審査会の議を省略し、審査会各委員に供覧するものとする。
2. 大阪府暴力団排除措置条例第二章（公共工事等からの暴力団の排除等）の規定について、「公共工事等」を「法人発注工事等」に、「府」を「法人」に、「知事」を「理事長」に読み替えて適用することとする。
3. 契約金額 500 万円以上の契約について、契約の相手方（建設工事等及びCM業務については、下請負人等〔施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。〕を含む。）から誓約書を提出させる。
なお、提出を求める誓約書の様式は、様式 1 及び様式 2 とする。
4. この規定は平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
5. 平成 23 年 4 月 1 日施行の「公立大学法人大阪府立大学建設工事等入札参加停止要綱第 16 条に規定する定めについて」は平成 27 年 2 月 28 日をもって廃止する。
6. 廃止前の「公立大学法人大阪府立大学建設工事等入札参加停止要綱第 16 条に規定する定めについて」の規定による措置は、「公立大学法人大阪府立大学入札参加停止要綱第 16 条に規定する定めについて」による措置とみなす。